

平成23年度

庁議等の再構築と活性化に
ついて

戸田市まちづくり戦略会議

平成24年2月

目 次

1. はじめに	1
2. まちづくり戦略会議における検討経過	1
(1) 庁内の部長・次長職により構成される会議の把握と検討対象会議の決定	2
(2) 庁議・部長会議の構成員である部局長への現在の庁議・部長会議の問題点 についてのヒアリング調査	4
(3) まちづくり戦略会議メンバーによる課題整理	5
(4) 再構築の方向性	6
3. 庁議再構築(案)	8
4. おわりに	10
<参考資料>	12
1. 戸田市庁議規程(案)	12
2. 戸田市庁議規程(案)第2条第2項に規定する部長会議付議事項の説明 《マニュアル(案)》	15
3. 庁内の部長、次長により構成される会議一覧	17
4. まちづくり戦略会議の審議経過	18
5. まちづくり戦略会議メンバー	19

1. はじめに

平成23年度まちづくり戦略会議は、市長から「庁議等の再構築と活性化」を活動テーマに指定されたことを受けて、種々調査研究を進めてきた。この報告書は、本市の庁議の課題と今後の方向性等について検討し、取りまとめたものである。

庁議とは、首長の意思決定を支える会議体の意思決定補完機構と定義され、¹ 名称は異なるものの、ほぼすべての自治体において、幹部職員により構成される庁議制度が設けられている。² 会議の形態は単一の会議であったり複数の会議体として設定されていたりと、自治体の置かれた状況や組織機構の差異によりその形態は様々であるが、庁議の目的意義については、それぞれの会議の根拠規定を見ることで把握することができる。多くで規定されている庁議の設置目的は、重要事項についての「審議」「協議」「総合調整」「決定」、「組織の情報交換」である。本市においても、庁議規程及び部長会議規程において、これらの目的が規定されているところである。

本市における庁議設置を遡ると、昭和44年1月27日訓令第1号「戸田市庁議規程」がある。昭和41年10月が市制施行であることを考えると、市として最初の庁議設置は本規程によるものと思われる。その後、組織改正や見直し等により8回にわたる改定が行われている。平成15年3月28日には、「新たな戦略会議システム」として再構築が行われ、「庁議」、「部長会議」及び「まちづくり戦略会議」の3会議で構成される現在の形態となった。なお、開催頻度については、部長会議は毎月第1・第3火曜日の定例開催、庁議は付議に応じての随時開催となっている。庁議の5年間の開催実績は、平成19年度3回、20年度1回、21年度0回、22年度1回、23年度2回の7回である。首長の意思決定を支える会議体の意思決定補完機構という庁議の意義から鑑みると、現在の庁議は、活発に機能しているとは言い難い状況にある。

2. まちづくり戦略会議における検討経過

本会議における検討は、次のようなステップで進めた。

- (1) 庁内の部長・次長職により構成される会議の把握と検討対象会議の決定
- (2) 庁議・部長会議の構成員である部局長への現在の庁議・部長会議の問題点についてのヒアリング調査
- (3) まちづくり戦略会議メンバーによる課題整理

¹ 松井望「首長と事務機構—首長の意思決定を支える仕組みとしての庁議制度」都市とガバナンス 2009.9 日本都市センターより

² 財団法人日本都市センター 全国市区を対象とした調査「市役所事務機構に関するアンケート調査」2008.10 による。99.5%の自治体で庁議が設置されている。

(4) 再構築の方向性

次に前述の検討ステップについての検討経過を記す。

(1) 庁内の部長・次長職により構成される会議の把握と検討対象会議の決定

現在、庁内には、先述した「庁議」、「部長会議」及び「まちづくり戦略会議」で構成される戦略会議システムのほかに、部長、次長職により構成される本部会議、特定課題会議などが数多く設置されている。最初にこれら会議の現状把握を行い、今回の検討の対象とする会議を決定した。各部局で所管する会議を調査、整理した結果が下の表1である。調査の対象としたのは、内容が複数の行政分野にまたがり、部長、次長が構成員である会議である。部局内、特定の行政分野のみを取り扱う内容の会議は除いている。また、「庁議」、「部長会議」及び「まちづくり戦略会議」も除いている。

本調査からは、部長職により構成されるものが8会議、次長職で構成されるものが3会議であった。また、会議の長が誰かをみると、市長が2会議、副市長が5会議、担当部長・次長が4会議となっている。

表1 庁内の部長、次長により構成される会議³

会議名称	戸田市情報公開・個人情報保護調整委員会	会議名称	戸田市総合振興計画策定委員会	会議名称	戸田市行政改革推進本部会議
所管課	庶務課	所管課	経営企画課	所管課	経営企画課
設置年月日	平成11年8月1日	設置年月日	昭和58年9月1日	設置年月日	昭和60年6月1日
設置目的	戸田市情報公開条例に定める情報の公開及び戸田市個人情報保護条例に定める個人情報の開示、訂正等を適正かつ円滑に行うため	設置目的	戸田市総合振興計画の策定のため	設置目的	行政改革の推進のため
会議名称	戸田市行政改革推進計画監理部会	会議名称	戸田市災害対策本部会議	会議名称	戸田市地域防災計画改定検討会
所管課	経営企画課	所管課	危機管理防災課	所管課	危機管理防災課
設置年月日	平成23年6月8日	設置年月日	昭和38年10月1日	設置年月日	平成18年9月1日
設置目的	戸田市行政改革プランにおける行政改革推進計画を効果的に推進するため	設置目的	市域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため。	設置目的	戸田市地域防災計画改定に関する事項を検討する。

³ まちづくり戦略会議作成メンバーにより各部局ごと所管する会議を調査・整理した。

会議名称	戸田市情報化推進本部	会議名称	戸田市補助金等調査検討委員会	会議名称	戸田市公共調達審査委員会
所管課	情報統計課	所管課	財政課	所管課	管財検査課
設置年月日	平成13年6月11日	設置年月日	平成19年4月18日	設置年月日	平成20年4月1日
設置目的	行政の情報化の効果的な推進と総合的な調整を図る。 ・行政の情報化の推進に関する事。 ・戸田市情報化推進計画の策定及び実施に関する事。 ・その他情報化に関し必要な事項に関する事。	設置目的	補助金等の適正化	設置目的	公共調達について円滑な事務の運営を図るため。

会議名称	戸田市エネルギー管理会議	会議名称	戸田市地球温暖化対策推進委員会
所管課	環境クリーン室	所管課	環境クリーン室
設置年月日	平成21年9月7日	設置年月日	平成23年7月14日
設置目的	戸田市エネルギー管理組織を円滑に運営するため	設置目的	戸田市地球温暖化対策条例第7条の地球温暖化対策実行計画に基づき本市の地球温暖化対策を推進するため

この調査をもとに、まず、表1の会議を「庁議等の再構築」の検討範囲に含めるか否かの協議を行った。

これらの会議を設置目的からみると、会議個々に特定の目的を持ち、その達成のため進捗を管理する、あるいは推進を図るといった趣旨の会議と位置づけられる。よって市政全般を対象とし、分野横断的に意思決定・調整を行う庁議等とは会議の性格が異なるものである。

協議の中では、部長、次長という同じメンバー構成でありながら名称の異なる会議が多数並立していることには問題があり、「部長会議」、「次長会議」などに一元化すべきではないかとの意見も出された。しかし、これら個々の会議の設置目的、根拠規定、事務局となる担当部署の相違などから考えると、単純に一元化することは困難であろうとの結論に至った。

以上の経過を踏まえ、これらの特定目的を持ち設置された会議については、今回の検討対象には含めないこととした。

また、「まちづくり戦略会議」については、現行の「戦略会議システム」の構成会議として位置づけられてはいるものの市長からの諮問に対し調査研究を行い答申することを主旨とする会議であり、市政全般について意思決定・調整を

行うことが主旨の「庁議」の範疇とは別に位置づけるべきものと考えられることから、検討対象には含めないこととした。

以上の経過から今回の検討対象は、現在の「庁議」と「部長会議」の再構築としたものである。

(2) 庁議・部長会議の構成員である部局長への現在の庁議・部長会議の問題点についてのヒアリング調査

次に、現在の庁議・部長会議の問題点を整理するため、まず会議の構成員である部局長に対し、まちづくり戦略会議メンバーによるヒアリング調査を行った。ヒアリングにより出された意見は次のようなものであった。

意見の内容により、①庁議・部長会議の役割、開催について、②庁議と部長会議が別に設定されていることの是非について、③庁議の構成員を限定していることについて、④その他、に整理した。

① 庁議・部長会議の役割、開催について⁴

○役割について

- ・具体的にそれぞれの会議が何を求めているかが不明確である。
- ・審議案件等が不明確である。
- ・それぞれの規程において、庁議では「行政経営」、部長会議では「市政運営」と言葉を違えているが、行政事務を推進していく上ではあまり違いはない。

○会議の開催について

(庁議)

- ・資料や原稿がなくても開催する柔軟性があつた方がよい。
- ・開催回数が少ない。
- ・本来、付議手続を踏み会議にかけるべき案件でも、決裁処理で意思決定を受けていることがあり、付議の基準が曖昧である。

(部長会議)

- ・付議事項がなく報告事項のみの会議が多い。
- ・構成員の発言のウエートが低い。
- ・定期的で開催され、資料・会議録が公開されていることで、庁内の認知度も高い。

② 庁議と部長会議が別に設定されていることの是非について

- ・本来の役割分担を明確にし、別々の会議として開催を継続した方がよい。

⁴ 「庁議規程」・「部長会議規程」による会議の設置目的に対する意見。それぞれの設置目的は、次のとおり。庁議:「行政経営の基本方針、重要施策等を審議又は策定」、部長会議:「市政運営の基本方針を審議、組織間の協力、情報提供」

- ・市の幹部会議として全部長職で構成する会議として一本化すべきである。
- ・付議事項がない場合は、連絡伝達会議として次長職の参加も可能とし、付議事項がある場合は、意思決定会議として、全部長職の参加とするなど弾力的な運用を図るべきではないか。
- ・統合することは可能だが、現在の庁議構成員が増えることにより十分な議論が尽くせなくなることを危惧する。

③ 庁議の構成員⁵ を限定していることについて

- ・審議内容等を考慮すると構成員を限定する必要はない。
- ・業績評価などの行政経営マネジメント、管理、執行を各部長職に託し、庁内分権を進めていることから全部長職が参加すべきである。
- ・限定しない方がより広い見識の中で審議が行われ、対外的な決定事項等にも有効である。
- ・特に重要な政策的方針の審議等を行うことから、現在の市長直轄に近い構成員が良い。
- ・付議事項（案件）によっては、さらに構成員を限定し、二役と関係部長のみが良い。
- ・限定されていることで、審議や意思決定の迅速化を図るメリットがある。

④ その他

- ・構成員や構成員以外も共に目的意識を認識しながら、より一層の庁議の活用を期待したい。
- ・庁議と部長会議の庶務担当課が別々であるが、一元化することにより会議開催の効率化、招集の迅速化、庁内調整の迅速化を期待する。
- ・庁議については、設置目的及び付議事項で「行政経営」を主体に掲げていることから、経営企画課において所管すべきものである。
- ・平成10年頃にも今回のような見直しを実施していることから、過去の経緯等を考え併せて検証した上で、見直しを図っていくことが必要である。
- ・会議の再構築を行った場合、情報公開の基準についての考え方を整理する必要がある。

(3) まちづくり戦略会議メンバーによる課題整理

次に、(2)で整理した部局長の意見を踏まえ、戦略会議メンバーによる「庁議」と「部長会議」の課題整理を行った。結果は以下のとおりである。

⁵ 庁議構成員：市長、副市長、教育長、総務部長、財務部長、市民生活部長、福祉部長、こども青少年部長、都市整備部長、市民医療センター事務長、政策秘書室長
部長会議構成員：市長、副市長、教育長、消防長、部長、市民医療センター所長、市民医療センター事務長、会計管理者、市長の指定する者

◎課題

①首長の意思決定を支える会議体の意思決定補完機構として、庁議と部長会議の2会議が設置されていることの意義が明確になっていない。⁶

②付議事項が明確でないため、本来付議すべき案件であっても会議に諮られない場合がある。

③会議事務局が2つに分かれている⁷ことが、会議の招集、開催、事後調整の効率・迅速化を阻害している。

④「まちづくり戦略会議」がこれまで有効に機能してきたことから、何らかの形で次長職の活用が望まれる。

さらに、これらの課題を踏まえ再構築の方向性について検討を進めた。

(4) 再構築の方向性

再構築の方向性の検討に当たり、前提とした視点は次のとおりである。

◎検討の視点

一般的に会議体の意思決定補完機構としての庁議の機能には、大きく①調整・伝達機能、②議決・決定機能の2つがあると考えられている。⁸ 庁議を設置している自治体は、この2つの機能にどのように軸足を置き運用しているかによりそれぞれの形態が異なっている。

本市については、現在2つの機能のうち、①調整・伝達機能を部長会議が担い、②議決・決定機能を庁議が担うという形態をとっている。

調整・伝達機能については、部長会議が定期的開催され、終了後早期に会議録が庁内公開されるなど、庁内への情報公開、伝達の視点からは有効に機能してきたといえる。課題としては、現在も行われている部局間の調整機能をより強化し、制度化する必要性が高まっていることがあげられる。

議決・決定機能については、庁議が直近5年間で7回のみ開催ということからも、積極的に活用されてきたとはいえない。その理由としては、「意思決定の形が多様化しており庁議を経ずに決裁行為のみで意思決定が為される場面が多いこと」、「庁議にかける案件が具体的に示されていないため、付議すべきか否かの判断基準が不明確であること」、「2. (1)の調査結果のとおり、庁内で特定の目的を持つ会議が多く設置され当該会議において審議・決定が行われていること」などが考えられる。しかし、市政運営上の重要事項については、庁議における審議を経ることが望ましく、積極的に付議し活用を図る方向を検討する

6 部局長の意見としては、2会議を統合すべきという意見と、統合せず庁議メンバーをさらに絞り込んで運用するという2つの意見がある。

7 事務局：庁議=政策秘書室、部長会議=経営企画課

8 松井望「首長と事務機構—首長の意思決定を支える仕組みとしての庁議制度」都市とガバナンス 2009.9 日本都市センターより

必要がある。

また、2つの会議を主管する事務局が異なることにより、円滑な連携が図られず、会議後の決定事項の執行段階における組織内調整などにも影響を及ぼすことが懸念されることから、事務局の一元化が望ましい。

会議の公開については、現在の規程上は、庁議、部長会議ともに非公開であるが、部長会議の議事録は早期にTネットにて庁内公開をするなど、運用上で実質公開されている状況がある。今後においても、原則非公開であっても、案件内容により公開・非公開を随時判断する基準を作成しておくことで、情報公開に対応できるものと考えられる。

以上の視点を踏まえ検討を進め、次に掲げる6点の方向性を得た。

◎方向性

① 庁議と部長会議を統合し、全部局長による会議の設置

部長等で行われる会議は、いわば市役所の経営会議といえる。重要事項の審議・決定は、すべての部局長等で行われることが望ましいことから、庁議と部長会議を統合することが望ましい。庁議構成員が増えることによる日程調整の困難さ・会議の長時間化等の開催に係る懸念は、単純な連絡事項等をTネットによる周知により代替したり、次長の代理出席の取り扱いを明確にするなど、運用を改変することで解消可能と考えられる。

② 会議設置規程を補完するための付議案件を具体的に示すマニュアルの作成

市政運営上の重要事項は庁議における審議を行うこととするために、具体的に付議案件の事例を挙げる等を内容としたマニュアルが必要である。

③ 事務局を一元化

現在、両会議の事務局は、政策秘書室と経営企画課に分かれているが、会議の統合に併せ事務局を一元化することで、会議の開催から会議後の事後調整までの円滑化を図る。

④ 調整機能の強化

会議に付議する案件の事前調整、決定された事項について、執行に向けた事後の部局間調整を円滑に進めるために、決定機能を持つ会議のほかに調整機能を持つ会議を設置し、審議から執行段階での調整機能の強化を図る。

⑤ 情報公開への対応

現在と同様、会議は非公開とする。ただし、案件内容、公開の時期等により、公開・非公開は判断すべきものと考えられる。例えば、報告案件であれば、会議終了後すぐに議事録を公開することは問題ない。しかし、行政の意思決定途上の案件であれば、公開することにより意思決定に影響を及ぼすことが考えられることから公開は困難となろう。また、同案件であっても、意思決定が行われ実施段階になれば、説明責任の観点からも、その経過について公開すべきも

のということになる。

⑥ 次長職の会議の活用

「まちづくり戦略会議」は、市長からの諮問に対し調査研究を実施、答申を行うことを主旨とする会議であり、今回の庁議再構築の検討対象には含めないこととした。しかし、次長職の持つ事務レベルにおける部署間の調整力は有効に活用すべきものであることから、④調整機能の強化において次長職の活用に配慮するものとした。

また、「まちづくり戦略会議」については、現在と同様に政策秘書室の所管とし、政策研究所と連携し調査研究機能を有効に活用していく方向が望ましいという結論となった。

3. 庁議再構築(案)

前述した 2.(4)の6つの方向性を前提として、庁議等の再構築(案)について次のとおり取りまとめた。

◎庁議再構築(案)

「庁議」は単体の会議ではなく、複数の会議で構成される複層的な会議体ととらえる。本市における「庁議」は、市政運営における首長の意思決定補完機構と位置づけ、「審議」、「協議」、「総合調整」、「決定」及び「組織の情報交換」の各機能を持つ会議体とする。

再構築に当たっては、現在の「庁議」と「部長会議」を再編し、これらの機能をすべて包含した、『部長会議』及び『調整会議』の2会議で構成される会議体として、新たな庁議を設置する。

まず、『部長会議』は、従来の庁議と部長会議を統合した会議とする。主催は市長、メンバーは現在の部長会議と同様のメンバーとし、審議、協議、決定、組織間の情報交換を主旨とする会議とする。開催は、定例開催と随時開催とし、定例開催は、現在の部長会議同様、毎月第1・第3火曜日のように定例で開催する。また、随時開催は、付議の緊急度等により随時開催することとなる。

次に『調整会議』は、主催は副市長、メンバーは審議案件の担当部長とするが、担当部長の判断により、次長（次長が置かれていない部局については部長が指名する次長相当職又は課長とする）の参加も認めることとする。この『調整会議』の機能は、部長会議の決定を受けた事後又は事前の部局間の総合的な調整を主旨とする会議であり、必要に応じ随時開催する会議とする。

庁議の事務局については、部局間の調整のため開催する調整会議の運用を考えると、現在庁内の部局間調整を担い部長会議を担当している総務部経営企画課に一元化することが妥当である。

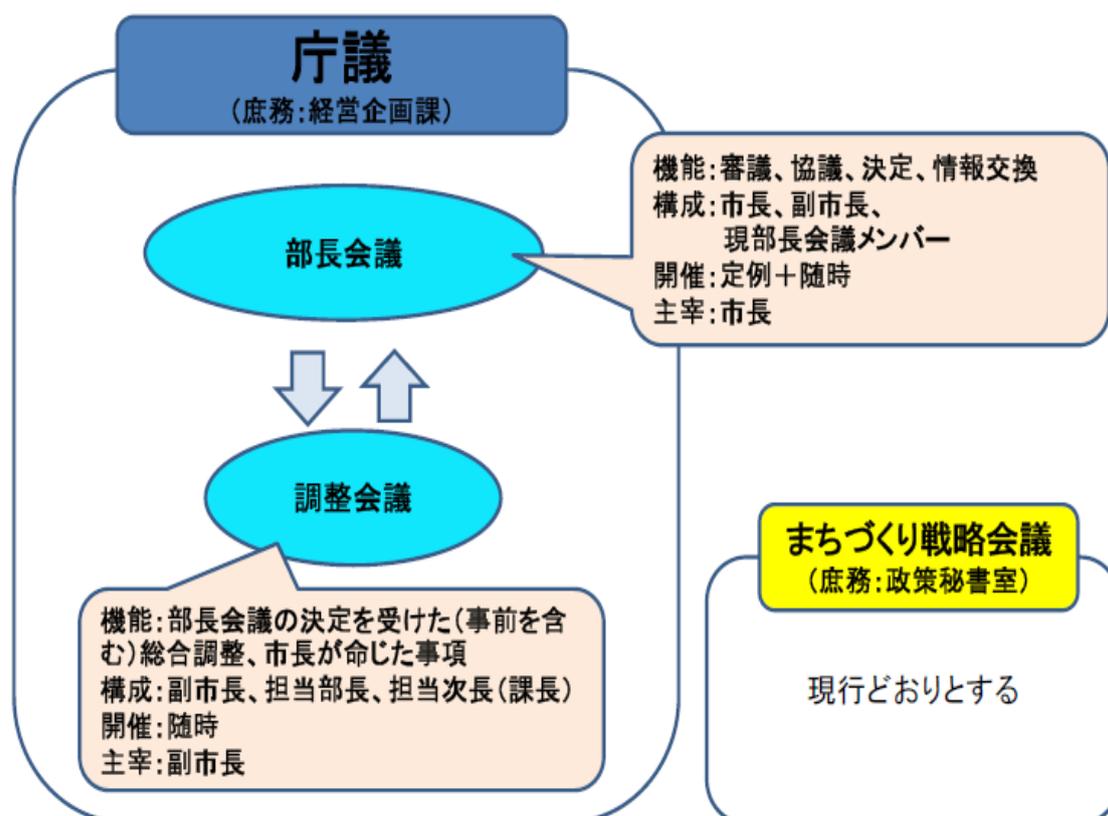
以上を整理したものが、次に掲載する2つの図である。

図1 庁議再構築案（詳細構成）

	会議名	主宰	構成	機能	開催
庁議	部長会議	市長	市長、副市長、 現部長会議メンバー	審議、協議、決定、情報交換	定例 随時
	調整会議	副市長	副市長、 担当部長、担当次長（課長）	部長会議の決定を受けた（事前を含む）部局間の総合調整、市長が命じた事項	随時

会議事務局：総務部経営企画課

図2 庁議再構築案（全体構成）



4. おわりに

以上、庁議の再構築(案)について述べてきたが、検討を進める中で付随するいくつかの課題が見出されたことに触れるとともに、まちづくり戦略会議としての意見を記しておきたい。

① 組織改正の視点

庁議事務局の一元化についての検討は、庁議の招集・運用・調整の観点から進めたが、その過程において政策秘書室と経営企画課のあり方についての次のような意見が出されている。本件については結論に至らなかったが、今後の課題として記しておくこととする。

～意見内容

平成20年度の組織改正において、企画部門から調査研究機能を分離し新たに政策研究所を開設するとともに、トップマネジメントの補佐機能を充実させることを目的に秘書広報課から政策秘書室へと組織改正が行われている。この時点で、経営企画課において「部長会議」、「庁議」及び「まちづくり戦略会議」を所管してきたものを、トップマネジメントの補佐及び調査研究の2つの機能の視点から「庁議」及び「まちづくり戦略会議」を政策秘書室に所管変更した経緯がある。

この度の庁議の再構築案においては、「部長会議」及び「調整会議」を経営企画課が所管することと改めた。しかし、今後、意思決定から調整・実施というトップマネジメントのあり方を考えた場合、組織的な視点から、政策秘書室と経営企画課の関係を整理する必要があるのではないか。

② 次長職のあり方

現在、次長職(室長、副参事を含む。)を置いているのは、14部局中13である。今後も職員の定員適正化による組織全体の人員削減が進む中、次長職のあり方について人事的な視点から重要性を認識する必要があるという意見が出された。

～意見内容

次長職は、組織における部長の補佐が本務であるが、現在までのまちづくり戦略会議の活動から鑑みると市政運営全般の観点からも有効に機能してきた。部内を俯瞰的にみて、各所属長の上位職として部内調整が可能な次長は、広い行政分野にまたがる課題⁹の進捗管理などの場面においても、また特定課題について部局を超えた広範な議論¹⁰等においても、今後も大いに活用されるべきも

⁹ まちづくり戦略会議では、平成23年度に「シティセールス戦略」の進捗管理も行っている。

¹⁰ まちづくり戦略会議テーマ:平成23年度「庁議等の再構築と活性化」平成22年度「戸田市シティセールス戦略策定」、平成21年度「戸田市におけるシティセールスの必要性和成功する要件について」

のと考えられる。

◎再構築に向けた今後の予定

平成24年2月：市長への提言、庁議(部長会議)への付議、決定 (政策秘書室)

平成24年3月：行政事務改善委員会での手続(経営企画課)

平成24年3月：規程の改廃手続 (政策秘書室)

平成24年4月：新庁議の運用開始(経営企画課)

＜参考資料＞

1. 戸田市庁議規程(案)

戸田市庁議規程(案)

戸田市庁議規程(平成15年訓令第2号)の全部を改正する。

第1章 総則

(設置)

第1条 総合的かつ効率的に市政を運営するため、次に掲げる会議を置く。

- (1) 部長会議
- (2) 調整会議

第2章 部長会議

(所掌事項)

第2条 部長会議は、市政全般にわたる最高協議機関として、次項に掲げる市政に係る重要事項を協議決定する。

2 部長会議に付議すべき事項（以下「部長会議付議事項」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市政経営に関する事項
- (2) 重要な政策事項
- (3) 市民生活に重要な影響を及ぼす事項
- (4) 市政に重大な影響を及ぼす国、県、市町村その他公共団体に関する事項
- (5) 各部における重要な報告及び調整に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 部長会議は、市長、副市長、教育長、総務部長、財務部長、市民生活部長、福祉部長、こども青少年部長、都市整備部長、市民医療センター所長、市民医療センター事務長、会計管理者、消防長、議会事務局長、教育部長、行政委員会事務局長、上下水道部長及び政策秘書室長（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(運営)

第4条 部長会議は市長が招集し、その会議を主宰する。

2 市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、副市長が部長会議を主宰する。

3 部長会議は、定例部長会議及び臨時部長会議とする。

4 定例部長会議は、毎月第1火曜日及び第3火曜日（この日が戸田市の休日を定める条例（平成3年条例第17号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、その次の執務を行う日）に開催するものとする。ただし、都合によりこれを変更し、又は中止することができる。

- 5 臨時部長会議は、市長が必要と認めるときに開くことができる。
- 6 部長会議の進行は、市長が行う。
- 7 部長会議は、非公開とする
- 8 市長は、部長会議の議事運営のため必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、説明させることができる。

(付議手続)

第5条 構成員は、部長会議付議事項があるときは、会議が開催される7日前までに、市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、構成員に対して、部長会議付議事項に関係のある資料の提出を求めることができる。

第3章 調整会議

(所掌事項)

第6条 調整会議は、市政運営を適切かつ円滑に執行するため、次項に掲げる事項を協議する。

- 2 調整会議に付議すべき事項（以下「調整会議付議事項」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 部長会議に付議すべき事項のうち関係部署において事前調整を必要とする事項
- (2) 部長会議で決定された案件のうち実施に当たり、関係部署において調整を必要とする事項
- (3) その他市長が命じた事項

(構成)

第7条 調整会議は、副市長、調整会議付議事項に関係する構成員並びに調整会議付議事項に関係する次長及び課長をもって構成する。

(運営)

第8条 調整会議は、副市長が招集し、その会議を主宰する。

- 2 副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、総務部長が調整会議を主宰する。
- 3 調整会議の進行は、副市長が行う。
- 4 調整会議は、非公開とする。
- 5 副市長は、調整会議の議事運営のため必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、説明させることができる。

第4章 雑則

(付議事項の実施等)

第9条 部長会議付議事項及び調整会議付議事項の関係部署は、決定された事項の実現に向けて全力を挙げて取り組まなければならない。

2 構成員は、前項に規定する決定事項を実施したときは、経過及び結果等について適宜市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 庁議の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(戸田市部長会議規程の廃止)

2 戸田市部長会議規程（平成15年訓令第3号）は、廃止する。

2. 戸田市庁議規程(案)第2条第2項に規定する部長会議付議事項の説明 《マニュアル(案)》

(所掌事項)

第2条 (略)

2 部長会議に付議すべき事項(以下「部長会議付議事項」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 市政経営に関する事項
- (2) 重要な政策事項
- (3) 市民生活に重要な影響を及ぼす事項
- (4) 市政に重大な影響を及ぼす国、県、市町村その他公共団体に関する事項
- (5) 各部における重要な報告及び調整に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

戸田市庁議規程(案)第2条第2項において、部長会議付議事項が上記のとおり規定されているが、付議に当たっての考え方は、次のとおりである。

付議事項については、従来、決裁行為で意思決定が行われ付議は行わず報告として処理していた案件についても、必要に応じ付議し審議を経る方向が望ましい。

また、報告事項については、各部が持つ情報のうち、庁内で共有する必要があるものを積極的に提供する方向で臨む。ただし、Tネットのメール、掲示板等の活用で十分な周知を図れるものは除く。

具体的な付議事項の事例は、次のようなものが考えられる。

・市全体に関わる将来像や行政全体の方向性に関する計画、戦略、方針等の新規策定、変更等。ただし、例えば総合振興計画、基本計画、実施計画は「総合振興計画策定委員会」で審議されている。このように、特定課題に対応するための2(1)の表1に掲げる本部会議、策定委員会などが別途設置されているものは除く。

- ・次年度予算編成の基本方針
- ・施政方針
- ・条例、規則等の制定及び改廃に関することのうち、国の法令の制定・改廃に伴うものを除いた市独自の条例等
- ・国、県等の制度変更により広範な行政分野への影響が想定されるもの

- ・ 早急な解決が迫られている市政課題
- ・ パブリックコメントに諮る事項のうち、特に重要なもの
- ・ 議会への報告事項のうち、特に重要なもの

4. まちづくり戦略会議の審議経過

第1回	<p>平成23年7月21日 13:30~15:00</p> <p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政策研究所の研究テーマについて（報告） ●まちづくり戦略会議のテーマについて <ul style="list-style-type: none"> ①戸田市シティセールス戦略の進捗管理について、各委員により進捗状況を事務局に報告することとした。 ②庁議等の再構築と活性化について、部長職に対してヒアリング調査を実施することとした。 ③各部署で所管している幹部会議について、各委員より事務局に報告することとした。
第2回	<p>平成23年8月31日 10:00~11:40</p> <p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戸田市シティセールス戦略進捗管理報告書（報告） ●幹部会議一覧（報告） ●庁議・部長会議のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ①部長へのヒアリング調査の報告 ②ヒアリング調査の結果を基にした再構築(案)の検討
第3回	<p>平成23年12月21日 10:00~12:00</p> <p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●庁議・部長会議のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ①再構築(案)に対する各委員からの意見をもとに、再構築(案)を再考することとした。 ●シティセールス戦略個別アクションプランの進捗について（報告）
第4回	<p>平成24年1月18日 9:00~10:10</p> <p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ●庁議・部長会議のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ①提言書(案)の確定

5. まちづくり戦略会議メンバー

平成 23 年度戸田市まちづくり戦略会議メンバー			
	職 名	氏 名	備 考
1	政策秘書室長	山本 義幸	
2	総務部次長	田熊 幹二	
3	財務部参事	渡辺 正博	
4	市民生活部次長	細野 孝司	
5	福祉部次長	大泉 敏博	
6	こども青少年部次長	島崎 眞一	会 長
7	都市整備部次長	吉 田 孝	
8	市民医療センター診療室長	久保田 千鶴	
9	上下水道部次長	徳永 廣明	副会長
10	消防本部次長	森谷 精太郎	
11	教育委員会事務局次長	奥 墨 章	